

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

# 第1準備書面 (答弁書に対する認否・反論)

2024年6月18日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士 山本 志



原告らは、本書面で、本年3月13日付答弁書に対して、必要な限りで認否・反論 を行う。

#### 第1 本案前の抗弁の理由について(答弁書第3に対する反論)

被告は、本案前の抗弁として、原告らに当事者適格性がないこと及び原告らに訴え の利益がないことを主張して、訴えの却下を求めている。

#### 1 原告適格

被告は、掲載記事目録の各記事と原告らとの関係が証明されていないとして、 原告らに原告適格が認められないと主張する。

しかし、本件における原告らの請求は、原告らが被告に対する給付請求権を主

張し、裁判所が被告に対して給付義務の履行を命じる、いわゆる給付の訴えであって、給付の訴えにおいては、給付を請求する権利を主張する者に原告適格があると解されるから、本件においては、本案前に原告適格性について判断をする必要がない。掲載記事目録の各記事によって、原告らの権利侵害が認められるかは、まさに本案において検討されるべき事柄である。

#### 2 訴えの利益

被告は、原告らが被害を受けたことが証明されていない、原告らの「被害」と 称するものは社会的・政治的不満に過ぎないなどと主張して、原告らに訴えの利 益が認められないと主張している。

しかし、現在の給付を求める訴えについては、請求に係る権利の性質上、民事 訴訟による救済が予定されていないような特段の事情が予定されていないような 特段の事情がある場合を除き、判決を求める正当な権利が認められる。本件にお いて、原告らが求める訴えは、まさに民事訴訟による救済が予定される典型的な ケースであり、原告らに訴えの利益が認められるかを検討すべき場合にはあたら ない。

なお、被告は、「仮に『本件ウェブページ』を削除しても、内容や趣旨を変えて類似したウェブページを公開することが可能なので、原告らには訴えの利益がない」と主張している。これは、被告が、たとえ、本件請求が認められ、記事掲載が差し止められたとしても、自らまたは第三者を介して同様の記事掲載を続けることを予定していることを自認するものといえ、被告が被差別部落を特定・暴露する記事掲載に拘泥していること、被告の行為が執拗で悪質であることを示すものである。

#### 第2 「請求の原因に対する認否」(答弁書第4) について

1 「被差別部落」を特定していないという主張について

被告は、本件各記事は、地域の探訪記や歴史研究を内容とするものであって、被差別部落を特定したものではない、と繰り返し主張している。

しかし、本件各ウェブページは、「部落探訪」とカテゴライズされて始まり、その後「人権探訪」、現在は「曲輪クエスト」とカテゴリーの名称を変更しながらも、どこの道府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が被差別部落であるかということを、文章と当該地域の写真により特定する内容の記事を掲載するという記事の内容の趣旨を変更せずに、2024年6月17日現在、365本の地域に関する記事を掲載し続けている。

各記事の内容からみて、各記事が被差別部落を特定し、ウェブ上においてどこが被差別部落とされている地域なのかを暴露するものであることは明らかである。

#### 2 損害の発生について

被告は、原告らに損害が発生していることを否認する。

#### (1) 個人の人格権の侵害と損害の発生

しかし、訴状記載のとおり、本件各記事によって被差別部落とされる地域が特定されることによって、本人や親族がその地域に本籍や住所をおく人らに、「差別を受けない権利」ないし「プライバシー権」を侵害され、具体的な損害が発生している。

個人原告及び原告埼玉県連の構成員の自宅は、本件各記事により被差別部落で あることを特定され暴露されている当該地域の中に存在する。そして、本件各記 事は、当該地域に暮らす原告らを差別するものであるから、本件各記事は、原告 らの基本的人権である「差別されない権利」に基づく人格権を侵害するものとな る。

また、本件各記事は、個人原告らを含む地域住民(部落民)の合意を得ることなく、それらの者の住宅及びその周辺を撮影して、その地域を「被差別部落である」と特定して晒しているものであり、それらの者のプライバシーを侵害している。たとえ、本件各記事内で、特定の個人について個人名や個人宅が指摘されていなくても、それらの者の住所を既に知っている者にとっては、それらの者が被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する(いわゆる「石に泳ぐ魚」事件・最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決参照)。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえるから、本件各記事が個人原告及び原告埼玉県連の構成員のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

(2) 原告埼玉県連が構成員のために各記事の削除を求めることが認められるべきであること

個人原告ら以外の原告埼玉県連の構成員も、個人原告と同様に、自身の居住する地域が被差別部落地域であると特定する本件各記事の記載の削除を求め、生じた損害の賠償を受けたいという意思を有している。しかし、本件訴訟に原告として加わることで、自身や親族が差別を受けることや、これまでも裁判に関わる資料等をインターネット上で晒してきた被告から、自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかった。さらなる差別が発生することをおそれ、原告に加わることができないことを非難することはできない。一方で、訴訟を提起できないことによって、被告による部落差別の助長・拡散が野放しとなる結果は、新たな差別を今後も生み続けることになり、

著しく正義に反する。

原告埼玉県連は、「封建的身分の差別とそれに伴う生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的」とし、その目的達成のため埼玉県内の地域において活動する会員をもって構成する大衆団体であり(甲21・第2条、第3条)、その構成員の権利利益を代表するものである。

そして、本件各記事は、埼玉県内における被差別部落をインターネット上で晒し、部落差別を助長し拡散するものであること、そしてその構成員の「差別されない権利」ないしプライバシー権を侵害するものであることは明らかであるから、その削除を求めることは、原告埼玉県連の目的に適うものであるとともに、その構成員の総意でもある。原告埼玉県連の構成員は、自身の差別されない権利ないしプライバシー権を護るため原告埼玉県連に加入し構成員となっているのであって、自身の法益保護につながる本件各記事の削除請求は、団体として行うことが期待されこそすれ、それによる不利益は存在しない。

よって、原告埼玉県連は、個人原告以外の構成員のため、本件各記事の削除を求めることができるものと解すべきである。

#### (3) 原告埼玉県連の業務遂行権の侵害

原告埼玉県連の部落差別の解消を求める活動は、その構成員の総意に基づき行われており、原告埼玉県連はその構成員の代表者として活動している。

前述のとおり、本件各記事によって、個人原告以外の原告埼玉県連の構成員の 人格権が侵害されているのだから、原告埼玉県連は、これら構成員の人格権を内 包する業務上の権利を有し、これに基づき、本件各記事の差止め及び損害賠償を 求めることができる。

#### 第3 求釈明について

被告は求釈明を行うが、原告らの請求を根拠づける事実についてはすでに主張のと おりであり、原告らは釈明に応ずる必要はないと思料する。

各記事により発生した具体的な原告らの権利侵害については、追って、原告らの第 3準備書面以下で明らかにする。

以上

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件 原 告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名 被 告 宮部 龍彦

### 証 拠 説 明 書(甲1~56)

2024年6月18日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

#### 原告ら代理人弁護士 山 本 志



号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲1	本件ウェブページ 人権探訪 (106)	写	2019/ 1/7	被告	被告が、特定の地域に関して「示現 舎」のホームページに写真と記事など を掲載していること及びその内容。	
甲 2	本件ウェブページ 人権探訪 (7)	写	2016/ 5/30	被告	同上。	
甲 3	本件ウェブページ 人権探訪 (42)	写	2017/ 10/4	被告	同上。	
甲 4	本件ウェブページ 人権探訪 (118)	写	2019/ 3/18	被告	同上。同記事中に動画に誘導する記載 があること。	
甲 5	本件ウェブページ 人権探訪 (163)	写	2019/ 12/13	被告	同上。	
甲 6	本件ウェブページ 人権探訪 (189)	写	2020/ 8/21	被告	同上。	
甲 7	本件ウェブページ 人権探訪 (190)	写	2020/ 8/28	被告	同上。	
甲 8	本件ウェブページ 人権探訪 (191)	写	2020/ 9/2	被告	同上。	
甲 9	本件ウェブページ 人権探訪 (234)	写	2021/ 8/4	被告	同上。	

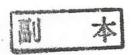
	1.61 1		1			
甲10	本件ウェブページ 人権探訪 (285前 編)	写	2021/ 9/14	被告	同上。	
甲11	本件ウェブページ 人権探訪(285後 編)	写	2022/ 9/21	被告	同上。	
甲12	本件ウェブページ 人権探訪(286)	写	2022/ 9/28	被告	同上。	
甲13	本件ウェブページ 人権探訪(287)	写	2022/ 10/5	被告	同上。	
甲14	本件ウェブページ 人権探訪 (293)	写	2022/ 11/30	被告	同上。	
甲15	本件ウェブページ 人権探訪(294)	写	2022/ 12/14	被告	同上。	
甲16	本件ウェブページ 人権探訪(295)	写	2022/ 12/21	被告	同上。	
甲17	本件ウェブページ 人権探訪(296)	写	2023/ 1/10	被告	同上。	
甲18	本件ウェブページ 人権探訪(306)	写	2023/ 3/22	被告	同上。	
甲19	本件ウェブページ 人権探訪(319)	写	2023/ 6/21	被告	同上。	
甲20	本件ウェブページ 人権探訪(333)	写	2023/ 10/4	被告	同上。	
甲21	部落解放同盟埼玉県 連合会規約	写	1986/ 3/14 施行	· ·	原告埼玉県連の設立目的、構成員、組 織・機関などに関する規定の内容。	
甲22	部落解放同盟規約	写	1955	部落解放 同盟	部落解放同盟の設立目的、構成員、組織・機関などに関する規定の内容。	
甲23	判決文	写	2021/ 9/27	東京地方 裁判所裁 判官成田 晋司ら	関連事件の地裁判決の内容。	
甲24	判決文	写	2023/ 6/28	東京高等 裁判所裁 判官土田 昭彦ら	関連事件の高裁判決の内容。	

甲25 の1 ~3	ウェブサイト「鳥取 ループ」 依命通知	写	2018/ 12/27	権擁護局 調査救済	全国部落調査裁判で裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証を、自身が管理運営するウェブサイト「鳥取ループ」で被告が公開していたこと。 法務省人権擁護局調査救済課長が、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について「原則として削除要請等の世界の対象と対応である。	
甲27	同和対策審議会答申 (抄)	写	1965/ 8/11	課長 同和対策 審議会	措置の対象とすべきである」旨の依命 通知を発出していること。 内閣総理大臣から「同和地区に関する 社会的及び経済的諸問題を解決するた めの基本的方策」について諮問を受け た同和対策審議会が「同和問題は人類 普遍の原理である人間の自由と平等に 関する問題であり、日本国憲法によっ て補償された基本的人権にかかわる課 題である」との認識を示し、問題関係 のための処置の必要性を認めたこと。	
甲28	本件ウェブページ 「カテゴリー別アー カイブ:人権探訪」	写		被告	被告が訪問した多数の地域を本件ウェブサイトで一覧できるようにしたことにより、本件ウェブサイトが「全国部落調査」の一部を公開しているのと同じ状態になっていること。	
甲29	本件ウェブページ 人権探訪(100)	写	2018/ 11/19	被告	全国部落調査裁判に先立つ仮処分決定で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを被告が自白していること。	
甲30	Twitter(現X)投 稿	写	2019/ 11/21	被告	「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます」と被告が宣言していること。	
甲31	報道記事「ユーチュ ーブの被差別部落の 地名や風景の動画を 削除 グーグル」	写	2022/ 12/2	日本放送 協会	①動画投稿サイトYouTubeを運営するGoogle社が、被告が運営するYouTubeチャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を削除した事実。 ②被告が、上記削除について「納得が	

	<u> </u>	Γ	<u> </u>	T	1.1.4. 人似此独立而此人口是相类	
			ļ		いかない。今後は独自のサイトに掲載し	
					することも考えている」と表明した事	
					実。	
甲32	「神奈川人権啓発セ		2022/		被告が「神奈川人権啓発センター」の	
	ンター」のウェブペ	写	11/30	被告	ウェブページに、「部落探訪」へのリ	
	ージ		11/30		ンクを張ったこと。	
					①被告が、YouTubeの削除措置とチャ	
					ンネルの収益化停止措置に対抗するた	
					めに、新たに独自の動画サイト	
					JINKEN.TVを設立し、これを利用して	
甲33	示現舎のウェブサペ	_	2022/	<b></b>	動画を公開することを宣言したこと。	
1 '	ージ	写	12/7	被告	②「部落と明示しなければ削除されな	
			, -		いと思う」として、読者に探訪の公開	
					と収益化をあおり、「部落探訪は不	
					屈、不滅なのである」と宣言している	
					こと。	
	示現舎のウェブサペ		<del> </del>			
甲33	一ジ(部落探訪番外	  写	2022/	  被告	  同上。	
の2		- <del>-</del> -	12/7		H1 T⁻0	
-	編) 				サナンジュート ト TINKEN TVの ウ ーブル	
	TIMEDAL TUOL D				被告が設立したJINKEN.TVのウェブサ	ŀ
甲34	JINKEN. TVのウェブ ページ	写		被告	イトも本件ウェブサイトと同様、「全	
					国部落調査」の一部を公開しているの	
				1	と同じ状態になっていること。	
	  大里郡市同和対策協		1987/	大里郡市	  大里郡市同和対策協議会の設立目的、	
甲35	議会会則	写	4/1	同和対策	組織など。	
ļ			適用	協議会		
			2019/	大里郡市	大里郡市同和対策協議会が甲1の記事	,
甲36	要望書	写	7/19	同和対策	の削除を要請するようさいたま地方法	
			1/19	協議会	務局長あてに要望した事実。	
			2020/	大里郡市	大里郡市同和対策協議会がウェブサイ	
甲37	要望書	写		同和対策	ト「部落探訪」を削除する措置をさい	
			7/30	協議会	たま地方法務局長に求めた事実。	
			0001 /	大里郡市	大里郡市同和対策協議会がウェブサイ	
甲38	要望書	写	2021/	同和対策	ト「部落探訪」を削除する措置をさい	
			7/21	協議会	たま地方法務局長に求めた事実。	
			0000 /	大里郡市	大里郡市同和対策協議会がウェブサイ	
甲39	要望書	写	2022/	同和対策	  ト「部落探訪」を削除する措置をさい	
			7/20	協議会	たま地方法務局長に求めた事実。	
					大里郡市同和対策協議会がウェブサイ	
甲40	要望書	写	2023/	同和対策		
7'40	安主管	3	7/19	協議会	たま地方法務局長に求めた事実。	
L	<u> </u>	L	L	W INDU A	にのとはいるがあれてからにも入り	

甲41	法務局への削除要請 等訪問日時	写		北足立郡 市町同和 対策推進 協議会	「部落探訪」中の記事の削除を要請す	
甲42	インターネットモニ タリングに関する差 別的書き込みに関す る削除要請について (依頼)	写	2023/ 4/26	北足立郡 市町同和 対策推進 協議会	北足立郡市町同和対策推進協議会がウェブサイト「部落探訪」を削除する措置をさいたま法務局に求めた事実。	
甲43	「全国部落調査」復 刻版発行の禁止とイ ンターネット掲載サ イトの削除について (要請)	写	2016/ 3/24	埼葛郡市 人権施策 推進協議 会	埼葛郡市人権施策推進協議会が、さいたま地方法務局長に対して「復刻版全国部落調査」及び「同和地区Wiki」について発行禁止及び削除を要請した事実。	
甲44	これまでの削除要請 提出について	写		北埼玉地 区同和対 策協議会	北埼玉地区同和対策協議会が、埼玉県 知事及びさいたま地方法務局長に対し て各4回「部落探訪」の削除要請を行 ったこと。	
甲45 の1	インターネット上の 差別書き込み等の削 除要請について	写	2022/ 11/15	北埼玉地 区同和対 策協議会	北埼玉地区同和対策協議会が、埼玉県 知事に対して「部落探訪」の記事削除 を要請した事実。	
甲45 の2	インターネット上の 差別書き込み等の削 除要請について	写	2022/ 11/15	北埼玉地 区同和対 策協議会	北埼玉地区同和対策協議会が、さいた ま地方法務局長に対して「部落探訪」 の記事削除を要請した事実。	
甲46	部落差別に関するウェブサイト掲載記事 及び動画の削除要請 について	写	2023/ 3/29	入間郡市 同和対策 協議会	①入間郡市同和対策協議会が「部落探訪」「JINKEN. TV」の記事掲載について、さいたま地方法務局長に対して、削除要請及び発生防止対策を要請したこと。 ②入間郡市同和対策協議会が、「部落探訪」への狭山市、川越氏、日高市、坂戸市及び鶴ヶ島市内の地域掲載がされる都度、削除要請を行っていること。	
甲47	部落差別に関するウェブサイト掲載記事 の削除要請について	写		比企郡市 人権政策 協議会	比企郡市人権政策協議会が、さいたま 地方法務局長に対して合計6回にわた り「部落探訪」の削除要請を行った事 実。	
甲48	部落差別に関するウェブサイト掲載記事 の削除要請について	写	2023/ 7/28	比企郡市 人権政策 協議会	比企郡市人権政策協議会が、さいたま 地方法務局に対して「部落探訪」の記 事削除を要請した事実。	

甲49	秩父郡市同和対策推 進協議会 削除要請 過去実績 部落差別を助長する インターネット掲載 記事等の削除につい	写写	2023/ 10/12 2022/ 11/1		秩父郡市同和対策推進協議会が、さいたま地方法務局長に対して合計6回にわたり「部落探訪」の記事削除を要請した事実。 秩父郡市同和対策推進協議会が、埼玉地方法務局に対して「部落探訪」の記	
甲51	て(要請) パンフレット「埼玉 県部落差別解消条 例」	原本	2023/ 7/1	会 一般社団 法人埼玉 人権・同 和センタ	事削除を要請した事実。 2022年7月7日に埼玉県議会が 「埼玉県部落差別の解消の推進に関す る条例」を可決したこと及び同条例の 内容。	
甲52	Twitter (現X) 投 稿	写	2016/ 3/25	被告	被告による人権侵害の意図が強固であること。	
甲53	識別情報の摘示によ る人権侵犯事件につ いて(説示)	写	2016/ 3/29	東京法務 局長加藤 明寬	東京法務局長が被告に対して説示をした事実。	
甲54	Twitter (現X) 投 稿	写	2016/ 10/17	被告	被告による人権侵害の意図が強固であること。	
甲55	仮処分決定正本	写	2024/ 5/1	大阪地方 裁判所第 1民事部 書記官	大阪地方裁判所で、大阪府内の「部落 探訪」の記事削除の仮の決定がなされ たこと及びその決定がなされた理由。	
甲56	新聞記事	写	2024/ 5/3	朝日新聞 (山本逸 生記者)	上記決定について報道がなされている こと及びその内容。	



令和5年(ヨ) 第768号 ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件

決 定 部落解放同盟大阪府連合会 大阪府 部 (気付) 債 権 行 同代理人弁護士 南 雅 . 同 井 彦 者 宮 部 龍 務 主 文

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載 の記事及び写真の全部につき、ウェブサイトへの掲載、書籍としての出版、出 版物への掲載等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 債権者のその余の申立てを却下する。
- 4 手続費用はこれを2分し、その1を債権者の負担とし、その余を債務者の負担とする。

#### 第1 申立ての趣旨

- 1 主文1項と同旨
- 2 主文2項と同旨
- 3 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載 の記事につき、それに依拠する小説、脚本、講演、上演、戯曲、映画等の二次 的創作物を用いた形での公表を一切してはならない。

#### 25 第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、債権者が、債務者に対し、債務者がインターネット上にアップロードした別紙投稿記事目録記載の記事(以下「本件記事」という。)は、本件記事の表題に記載された地域(別紙投稿記事目録2項に表示された地域。以下「本件地域」という。)が被差別部落であることを特定して暴露するものであって、債権者の人格権を侵害すると主張して、人格権に基づき、(1)本件記事を仮に削除する旨(第1の1。以下「本件記事削除仮処分」という。)、(2)本件記事と同一内容の記事及び写真の公表を禁じる旨(第1の2。以下「本件記事公表禁止仮処分」という。)並びに(3)本件記事の二次的創作物を用いた形での公表を禁じる旨(第1の3。以下「本件二次的創作物公表禁止仮処分」という。)の仮処分を求める事案である。

#### 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各疎明資料(枝番のあるものは特記ない限り全枝番を含む。以下同じ。)及び審尋の全趣旨により容易に認めることができる。

#### (1) 当事者等

ア 債務者は、本件記事を掲載したウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)を運営している者であり、合同会社示現社(以下「本件会社」という。)の代表社員である。

イ 債権者は、本件地域に住所を有する者である(甲21)。

#### (2) 本件記事の投稿等

- ア 債務者は、令和3年11月10日、本件ウェブサイトに、「部落探訪」という表題を付して本件記事を投稿した(甲5)。
- イ 本件記事は、令和5年8月23日までに、「人権探訪」という表題に改められた(甲1)。同様の表題を付した投稿は、同年10月31日時点で336か所について掲載されている(甲11)。

#### (3) 本件記事の内容

- ア 本件記事は、本件申立時においては、別紙投稿記事目録2項記載の表題が記載されて本件地域が摘示され、「タグ:同和、大阪」などと表示されるとともに、写真33枚(以下「本件写真」という。)及び解説文が掲載されている。
- イ 本件写真のうち1枚には債権者の自宅が映り込んでおり、本件地域内の 墓地の記念碑の写真には、「この墓地が同和事業で整備されたことが、は っきりと書かれている。」との解説文がある。また、解説文中には、債権 者が執筆した雑誌記事を引用した箇所がある。
- ウ 本件写真のうち1枚には、道路の両端路上に複数の車が駐車している様子が撮影されており、その直下には「墓地の横の道路には多数の車が放置されていた。中には明らかに廃棄されている車もある。必ずしも住民のものとは限らないが、この場所に駐車禁止標識がなく、幹線道路でもないので、車置き場になってしまっているとのことだ。」との解説文がある。
- エ 本件写真のうち1枚には、寺の一角の写真とともに、「一応はここが部 落の寺ということになる。」との解説文がある。
- オ 本件写真のうち2枚には、公衆浴場の写真とともに、「ここから北側に 様々な同和施設がある」「都市スラムのような状態になっていた。」などの 解説文がある。
- カ 本件写真のうち5枚には、市営住宅の写真とともに、「これは同和住宅である。」「住宅内の掲示板には「解放ニュース」が貼られていた。」「入居すると入居者の情報は解放同盟に流れ、解放新聞の購読を求められるという。」などの解説文がある。
- キ 本件写真のうち3枚は、本件地域に隣接する地区の写真であり、そのう ち1枚には、同地区の本件地域「側の門は長らく残されており「差別の門」 と言われていたという。」などの解説文がある。

(以上、(3)全体につき、甲1、21)

#### 3 争点

- (1) 被保全権利の有無(争点1)
- (2) 保全の必要性の有無(争点2)
- 4 争点に関する当事者の主張
  - (1) 争点1 (被保全権利の有無)

#### (債権者の主張)

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定して暴露するものである。そして、本件記事には、債権者の自宅建物が映り込んだ写真が掲載され、他に掲載されている写真や記事は、被差別部落が怖い・悪いという印象を与え、部落解放同盟の強い影響を受けているという部落差別を助長する内容のみで構成されており、本件地域に暮らす債権者を差別するものである。したがって、本件記事は、債権者の差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害するものである。

債務者は、執拗に被差別部落をさらし続けているのであって、このような 債務者の態度からすれば、債権者の権利侵害を除去・予防すべく、本件記事 に関する削除及び差止めが必要である。

#### (債務者の主張)

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定するものではない。そもそも被差別部落は部落解放同盟が作った政治的用語である。また、本件記事は、誠実な事前調査と現地確認を経た上で単に地域についての事実を記載したものであり、本件地域の政策にも影響するなど公益に寄与するものであることが明らかであって、いたずらに地域の状況を暴露する目的によるものではなく、債権者の権利利益を侵害しない。

(2) 争点2 (保全の必要性の有無)

#### (債権者の主張)

本件記事はインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能

である。債権者の人格権に対する侵害は日々刻々と継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が取られる必要があり、保全手続による迅速な侵害状態からの回復が行われることが不可欠である。また、債務者が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、債務者による人権侵害の意図が強固であることからも、保全の必要性は極めて高い。

#### (債務者の主張)

本件記事が掲載されてから2年間以上が経過しているが、債権者が懸念するような具体的な権利侵害の事実は一つも確認されていない。債権者の目的は財産の保全ではなく、本件記事を削除させたという実績を得るというもつばら政治的なものであるから、緊急性の高いものではなく、保全の必要性は認められない。

#### 第3 当裁判所の判断・

- 1 争点1 (被保全権利の有無) について
  - (1) 本件記事の掲載による債権者に対する人格権侵害の有無について
    - ア 本件記事が被差別部落の所在を示すものであるかについて
      - (ア) 本件記事は、表題に本件地域の名称を記載した上で「同和」というタグを付した上で(前提事実(3)ア)、本件地域内の墓地や市営住宅等の施設について同和事業によって整備された旨を摘示し(同イ、オ、カ)、本件地域内の寺を「部落の寺」と摘示したり(同工)、本件地域に隣接する地区の本件地域側の門を「差別の門」と言われている旨を摘示したりしている(同キ)。加えて、本件記事は、本件地域の道路上に多数の事が放置されている旨や、都市スラムのような状態になっていたという旨の解説文を掲載している(同ウ、オ)。以上によれば、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって、本件地域が被差別部落であり、かつ、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものである。
      - (4) これに対して、債務者は、本件記事では、本件会社のお問合せフォー

ム宛てに送信されたメール (乙21) を基に、「研究者によればここは そもそも賎民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落なの だという。」と記載しているから、本件記事は本件地域を被差別部落と 特定するものではない旨主張し、上記メールにはこれに沿う記載内容が ある。

しかし、上記メールによっても、少なくとも本件地域が現在被差別部落と扱われているのであって、本件記事が本件地域を被差別部落であると示すものであるという上記(ア)の認定判断を左右するものとはいえない。債務者の上記主張は採用することができない。

- イ 本件記事の掲載が債権者の人格的な利益を侵害するものであるかについて
  - (ア) 本件記事は、本件地域が被差別部落であり、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものであるところ(上記ア(ア))、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、制度上の身分差別が廃止されて100年以上経過し、その間部落差別の解消に関する施策が講じられているにもかかわらず、現在もなおその地域の居住者等というだけで否定的な評価をするという誤った認識が根強く残っていること(甲6、ア)などに鑑みると、本件記事は、本件地域の居住者等に対する差別を助長するものであり、本件記事が公表されて誰でも容易に閲覧することができる状態になることは、本件地域に居住する債権者に対して、上記認識を基にする差別的な扱いを受けるおそれの中で生活することを余儀なくさせるものである。そうすると、本件記事の掲載は、そのような差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという債権者の人格的な利益を侵害するものであるといえる。
  - (4) これに対して、債務者は、本件記事は本件地域に住む個人を貶める表現はないし、公開されている図書や行政文書から知ることができる事実、

公共の場所から見える風景写真を掲載しているものにすぎないから、本 件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張す る。

しかし、上記ア(ア)及び上記(ア)で説示したとおり、本件記事はその写真と解説文を組み合わせて本件地域が被差別部落である旨を示すことによって債権者の人格的な利益を侵害するものであり、これは、公開されている図書や行政文書を引用したり、公道上で撮影した写真を掲載したりしたことによって左右されるものではない。

したがって、債務者の上記主張は採用することができない。

(ウ) また、債務者は、債権者が雑誌「部落解放」及び「部落解放研究」に本件地域が被差別部落であることを紹介しているほか、本件地域が被差別部落だと分かる石碑を自ら設置しているのであるから、債権者は自ら本件地域を部落ないし同和地区として公表してきたのであって、本件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張する。

上記雑誌には本件地域が被差別部落であることがうかがわれる記載があり、本件地域が被差別部落だと分かり得る石碑の設置に債権者自身が関与したことが認められるが(乙12~17、25)、債権者自ら本件地域に居住していることを積極的に明らかにしているわけではなく、本件記事がインターネットを通じて広く公開されることにより受ける債権者の人格的な利益の侵害の大きさを考慮すれば、それらの事実があったとしても、本件記事の掲載による債権者の人格的な利益の侵害がないとはいえず、債権者の上記主張は採用することができない。

- (2) 本件記事に係る情報の削除及び公開差止めの可否について
  - ア 本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分について
    - 上記(1)で説示したとおり、本件記事の掲載は、掲載された写真及び解 説文が一体となって、本件地域が被差別部落であることを摘示して人格的

な利益を侵害するものであり、本件記事がインターネット上に掲載されている限り、不特定多数の者が閲覧できる状況が継続することになり、債権者の人格的な利益の侵害も継続して発生することになるから、債権者は、それを排除するため、本件記事に係る情報の削除を求める権利を有するものと認められる。また、債務者が本件記事の掲載を続けていることや、人格的な利益の侵害を否定して争っていることに照らせば、本件記事に係る情報をいったん削除したとしても、他の方法で本件記事と同内容の記事を公表することが明らかに予想される。そして、そのような公表によって生じた損失を事後に回復することは著しく困難である以上、これを避けるためには、本件記事と同内容の記事の公表を差し止める方法以外の方法は認められず、上記公表の差止めを求める権利を有するものと認められる。

#### イ 本件二次的創作物公表禁止仮処分について

本件二次的創作物公表禁止仮処分は、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表を一切禁じるものであるところ、債権者の主張を踏まえても、これが具体的にどのような行為を示すものかは明らかではない。また、上記(1)イで説示したとおり、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって債権者の人格的な利益を侵害するものである一方で、本件記事を構成する写真には単なる風景なども含まれていること(甲1)からすると、本件記事に依拠する二次的創作物によって同様に債権者の人格的な利益が侵害されるおそれが高いとは認められない。そうすると、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表の差止めを求める権利を有するとは認められない。

#### 2 争点2 (保全の必要性) について

(1) 上記1(2)で説示したところに照らすと、本件申立てのうち、本件記事削 除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分については保全の必要性 が認められる。 (2) これに対して、債務者は、本件記事の掲載は本件地域の政策にも影響する など公益に寄与するものであるから、本件申立てのうち本件記事削除仮処分 及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分についても保全の必要性はない旨 主張する。

しかし、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分は、本件地域に も影響する個別の政策の当否に係る問題を取り上げること自体を否定するも のではないから、債務者の上記主張は保全の必要性を左右するものではなく、 採用することができない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件申立てのうち、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止 仮処分を求める部分については理由があるが、本件二次的創作物公表禁止仮処分 を求める部分については理由がないから、主文のとおり決定する。 令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

 裁判官
 井
 上
 直
 哉

 裁判官
 斗
 谷
 匡
 志

 裁判官
 岩
 佐
 圭
 祐

#### 投稿記事目録

1 閲覧用URL

https://jigensha.info/2021/11/10/buraku-247/

2 タイトル

人権探訪(247)大阪府

3 投稿日時

令和3年11月10日

以上

## これは正本である。

令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 田 原 正



材でわかった。 代男性が自身に関わる投 真などを載せたウェブサ 申請で、大阪地裁(井上 稿の削除を求めた仮処分 る」として、大阪府の70 イトで「憲法が保障する 。男性の代理人への取 格権を侵害されてい 被差別部落の地名や写 ような状態」などと言及 落の寺」「都市スラムの

解説文を載せている。昨 年10月の時点で336カ の地名を列挙し、写真と 版社が運営。被差別部落 と、サイトは川崎市の出 1日付の決定による る反論を退けた。 世帯数などを一覧にした ている」と認め、代表の 年、被差別部落の地名や うな表現をしていると指 確認されていない」とす 体的な権利侵害は一つも 送る人格的利益を侵害し 別意識を踏まえると「差 摘。社会に根強く残る差 治安に問題があるかのよ 別を受けず平穏な生活を 公益に寄与する」「具 この出版社は2016

地裁は、サイトが「部 の出身者が差し止めなど 落解放同盟と被差別部落 に地名リストを掲載。部 を求めた訴訟で、東京高 れない権利」を認めて出 版禁止や損害賠償を命じ「害賠償も求め、大阪地裁 裁は昨年6月、「差別さ の以外の投稿の削除や損 は近く、自身に関わるも の投稿を自主的に削除す べきだ」と訴えた。男性 てはまる。代表はすべて い権利はすべての人に当 人弁護士は「差別されな

山本逸生

話した。代理人の中井雅 を広く認めてくれた」と

### かった事件で、仲介役の 妻の焼損した遺体が見つ で4月16日、会社役員夫 男が「実行役2人に報酬 栃木県那須町の河川敷 栃木2人の遺体事件に として250万円ずつ渡 した」と供述しているこ とが捜査関係者への取材 介役の男も事件後、1千 で分かった。指示役と仲

ォーマン 18年5月 **襲撃事件** が噴水 いずれ

襲擊事件

**多8時15** 明日新聞 散弹

?するた

戦前の報告書の復刻出版

を告知し、ウェブサイト

享月

決定を受け、男性は「今 別にさらされていること も社会に偏見はある。自 分だけでなく、地域が差